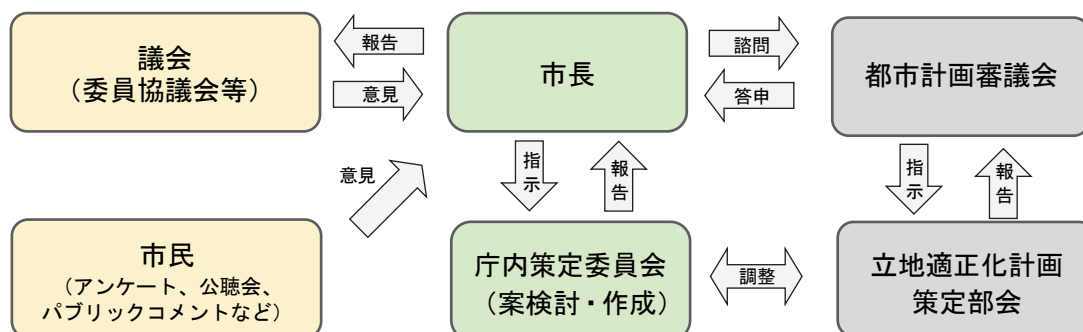


## 01. 策定の経過

### ■ 策定の経過

平成 28 年度	8月24日	第1回 庁内策定委員会
	1月30日	第2回 庁内策定委員会
平成 29 年度	5月10日	第3回 庁内策定委員会
	7月18日	都市計画審議会に諮問
	8月18日	平成 29 年度第 1 回 都市計画審議会立地適正化計画策定部会
	10月12日	平成 29 年度第 2 回 都市計画審議会立地適正化計画策定部会
	1月11日	平成 29 年度第 3 回 都市計画審議会立地適正化計画策定部会
	2月6日	第 4 回 庁内策定委員会
平成 30 年度	7月2日	平成 30 年度第 1 回 都市計画審議会立地適正化計画策定部会
	9月3日	平成 30 年度第 2 回 都市計画審議会立地適正化計画策定部会
	10月10日	第5回 庁内策定委員会
	12月3日 ～1月15日	パブリックコメント
	2月12日	都市計画審議会から答申
	3月29日	河内長野市立地適正化計画 公表

### ■ 立地適正化計画の策定体制



### ■ 都市計画審議会立地適正化計画策定部会 委員一覧

※五十音順、敬称略

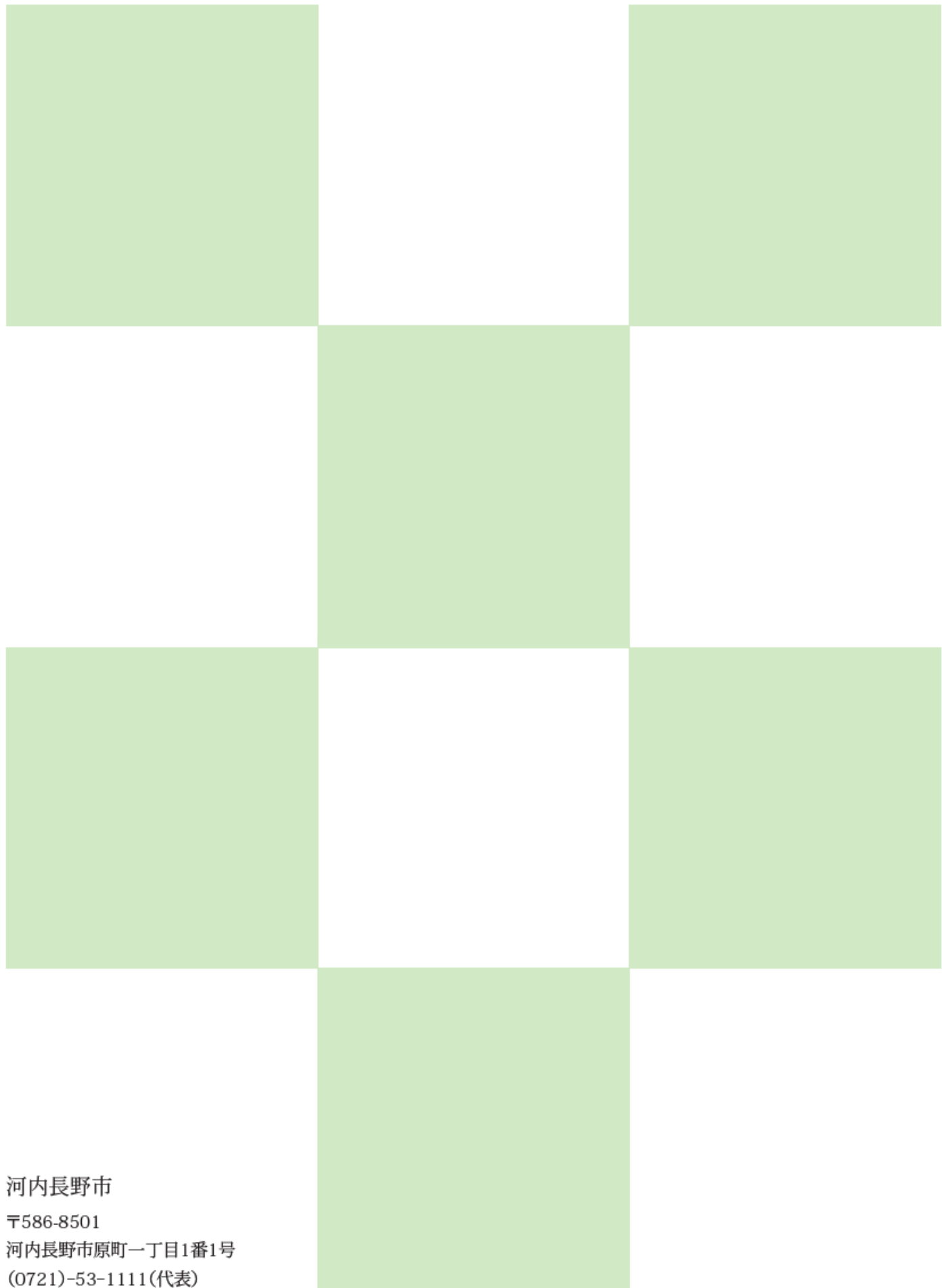
氏名	所属	区分
青木 淳英	大阪千代田短期大学 総合コミュニケーション学科 教授	学識経験者
伊勢 昇	和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	学識経験者
井戸 清明	河内長野市商工会 会長	その他まちづくりの知見を有する者
◎嘉名 光市	大阪市立大学大学院工学研究科 工学部都市学科・建築学科 教授	学識経験者
水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 生活環境学科 講師	学識経験者

◎は部会長

## 02. 用語集

【ア行】	
アクセシビリティ	本計画では、徒歩または公共交通利用による都市生活の利便性を示す指標として、居住地から公共交通（鉄道駅またはバス停）までの到達時間を所要時間で示したものの。
【カ行】	
建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便性を維持、増進するため、地区住民が全員合意のもとに自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する基準について、協定として定める建築基準法に基づく制度。
居住誘導区域	人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域。
コンパクトシティ	徒歩による移動性を重視し、様々な都市機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。
【サ行】	
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
持続可能な都市経営	将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を維持していくという考え方。
人口カバー率	各生活サービス施設の徒歩圏内に居住する人口の全市人口に対する割合。
人口集中地区（DID）	国勢調査結果の統計上の地区で、昭和 35 年の国勢調査から都市的地域の特性を明らかにするために設定された。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地区。
生産緑地	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として指定したもの。30 年間の営農継続を条件として、宅地並課税を免除される。
【タ行】	
小さな拠点	小学校区など基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人とモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取組み。
地区計画	良好な市街地の保全、形成を図るため、地区の特性に応じて、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の用途・形態・敷地などについて、街区、地区レベルでの総合的な計画を定め、建築行為または開発行為を規制・誘導する都市計画。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」（空き地、空き家など）と周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」（資材置場、青空駐車場など）の総称。

特定用途誘導地区	誘導施設の立地を誘導するための都市計画の制度で、都市機能誘導区域内に定めることにより、誘導施設を有する建築物の容積率・用途制限などを緩和できる制度。
都市機能	文化や教育、医療、福祉、商業などのサービスを提供する機能や居住機能など。
都市機能誘導区域	居住誘導区域の中に設けられる区域で、医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。河内長野市は全域が都市計画区域となっている。
都市構造	都市を形づくる交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で都市空間の骨組みとなるもの。
都市再生特別措置法	都市の再生を図るため、平成 14 年に定められた法律。平成 26 年の一部改正において、コンパクトなまちづくりを促進するための立地適正化計画制度などが整備された。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき都道府県が指定する区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき都道府県が指定する区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
【ヤ行】	
誘導施設	居住者の福祉や利便のために必要な施設として、立地適正化計画で都市機能誘導区域に誘導する施設として定めるもの。
容積率	建築物の延床面積の敷地面積に対する割合。



河内長野市

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

(0721)-53-1111(代表)